

活かしてナンボの会計

消費税と価格設定

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援もしている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 消費税改正による混乱

消費税が、10月1日より原則10%に引き上げられた。飲食料品や定期購読新聞は、軽減税率の対象とされ、税率8%が適用されることとなった結果、小売店や飲食店(以下、「小売店等」とする。)では、複数税率への対応にあたって、一部混乱が生じているようである。また、政府が導入したポイント還元を利用するためのキャッシュレス決済は、10月1日までに準備が間に合わなかった中小の小売店等も多数あったとのことである。前回の本コラムで指摘したとおり、今回の消費税改正は、複数税率の採用やポイント還元等により制度が複雑化したことが混乱を招いているが、さらに、小売業者への総額表示義務付けも混乱が生じる大きな原因となっている。

2. 小売店等の総額表示義務付け

1989年に消費税が導入された当初は、商品やサービスの価格の表示について消費税相当額を含めて表示するかどうかについて定める法律はなかった。法律上は、価格の表示は、消費税を含めても(税込価格表示)含めなくとも(税抜価格表示)どちらでも認められていた。会計処理で税込処理、税抜処理のいずれの方法も認められていることと同様である。スーパー、コンビニや百貨店等の多くの小売店では、税抜価格表示が採られたものの、出版業界や一円単位での価格設定が困難な自動販売機等は税込価格表示が採られることとなり、異なる価格表示による価格比較の困難さや、税抜価格表示では、最終的な支払額がレジ等による精算段階まで判明しないという問題があった。

このような消費者側のデメリットに配慮するため、消費税法が改正され、2004年4月より、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合は、消費税を含んだ総額で価格表示をしなければならないこととなり、小売業者等は価格表示について総額表示が義務付けられた。

総額表示の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者の価格表示が対象となり、例として次のような価格表示が挙げられる。

- ① 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- ② 商品のパッケージ等への印字、あるいは貼付した価格表示
- ③ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ④ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告
- ⑤ ポスター等

(「財務省 消費税における「総額表示方式」の概要とその特例」より転載)

課税事業者が商品やサービスの価格を、一般消費者に告知する場合は、どんな方法であっても、消費税を含んだ総額の価格表示が法律上求められている。

ただし、総額表示義務付けは、不特定かつ多数の者に対して資産の譲渡等を行う場合にその適用が限られているので、事業者間取引についての適用はない。

3. 総額表示義務の緩和

事業者は、総額表示が強制されると、上記のとおり、消費者に対して表示する商品やサービスの価格は、値札だけでなく全ての価格表示が税込表示となるので、今回のように消費税率が改正されると、カタログまで作り直さざるを得ず、その変更コストは多額となる。また、消費税の増税に際して増税額を商品やサービスの税込価格に反映せざるを得ない場合は、価格競争が激しい業界では、値上げによる売上の減少を招きかねない。

これらの問題点を解消するため、2013年10月に消費税転嫁対策特別措置法が施行され、総額表示が義務付けられる場合であっても、税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために必要があるときは、表示する価格が税込価格であると誤認されない措置を講じている場合に限り、税抜価格による表示を認める特例が設けられた。この特例は、2021年3月までの時限立法であるので、今から1年半後に、税抜で価格表示している小売事業者等は、消費税の改正がなくとも、カタログ等の見直しを含めた価格設定の検討が必要である。